厚生労働省発障第1228003号 平成 1 8 年 1 2 月 2 8 日 最終改正 厚生労働省発障0331第1号 平成 2 6 年 3 月 3 1 日

厚生労働事務次官

身体障害者保護費の国庫負担(補助)について

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第37条の2に基づく国庫負担金及び国庫補助金の交付については、別紙「身体障害者保護費国庫負担(補助)金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)により行うこととされたので通知する。

なお、この通知は平成18年4月1日から適用し、平成5年4月1日厚生省発社援第119号厚生事務次官通知「身体障害者保護費の国庫負担(補助)について」は廃止する。 おって、平成17年度以前に交付された国庫負担(補助)金の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

また、各都道府県知事におかれては、貴管内市町村長に対する周知につき配慮願いたい。

身体障害者保護費国庫負担(補助)金交付要綱

(通則)

1 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号。以下「法」という。)第37条の2に基づ く国庫負担金及び身体障害者福祉費国庫補助金については予算の範囲内において交付す るものとし、法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第17 9号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255 号)及び、厚生労働省所管補助金等交付規則(平成12年 帰續令第6号)の規定によるほ か、この交付要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

- 2 この交付要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。
 - (1) 「指定都市」とは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定 都市をいう。
 - (2) 「中核市」とは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の22第1項の中核市 をいう。
 - (3) 「市町村」とは、指定都市及び中核市以外の市町村(特別区を含む。以下同じ) をいう。
 - (4) 「市町村分」とは、指定都市及び中核市以外の市町村の分をいう。
 - (5) 「市」とは、指定都市及び中核市以外の市並びに特別区をいう。
 - (6) 「市町村長」とは、指定都市及び中核市以外の市の市長、町の町長、村の村長並びに特別区の区長をいう。
 - (7) 「市町村名」とは、指定都市及び中核市以外の市町村の名をいう。
 - (8) 「専任職員」とは、専任かつ常勤の職員のことをいう。

(交付の対象)

- 3 この国庫負担金及び国庫補助金(以下「補助金等」という。)は、次の事業を交付の対象とするものであり、これらの事業の実施運営に関し必要な細目は厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長等が別に通知(平成4年6月30日以前の厚生省社会局長による通知及び平成8年6月30日以前の厚生省社会・援護局長による通知及び平成13年1月5日以前の厚生省大臣官房障害保健福祉部長による通知を含む。)するところによる。
 - (1) 身体障害者保護費負担金
 - ア 法第35条第3号及び36条第4号の規定により、都道府県、指定都市及び中核市並

びに市町村が行う費用の支弁。ただし、法第28条第1項及び第2項の規定により、 都道府県、指定都市及び中核市並びに市町村が設置する点字図書館及び聴覚障害 者情報提供施設の運営に要する費用の支弁に限る。

イ 点字図書館等運営事業

法第28条第3項の規定により、社会福祉法人その他の者が設置する点字図書館及び聴覚障害者情報提供施設の運営事業に対し、都道府県並びに指定都市及び中核市が行う補助

(2) 身体障害者福祉費補助金

障害者文化芸術活動振興事業

平成13年5月31日障発第241号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知 「障害者芸術・文化祭の開催について」に基づき、都道府県が行う事業に要す る費用

(交付額の算定方法)

- 4 この補助金等の交付額は、次により算出された額の合計額とする。
 - (1) 3の(1)のア及び3の(2)の事業

次の表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入の額を控除した額とを比較して少ない方の額に、第5欄に掲げる補助率を乗じて得た額(ただし、3の(2)については、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。)の合計額を交付額とする。

(2) 3の(1)のイの事業

ア 次の表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める 対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額(ただし、社会福祉法人が設置す る場合は、寄附金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない方の額を選 定する。

イ アにより選定された額と都道府県、指定都市及び中核市が補助した額とを比較 して少ない方の額に第5欄に掲げる補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とす る。

1区分	2 種	目	3 基	· 準	額			4 対 象	段 経 費		5補助率
身障害養担金	者 等事務費		1 一般事 専任職	専任職員数別、級地別に 1 施設当たり年額として次に掲			点字図書館及び聴覚障害者 情報提供施設の運営のために 必要な報酬、給料、職員手当 、賃金、旅費、需用費(消耗 品費、燃料費、食糧費、印刷 製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費及び 手数料)、委託料、使用料及 び賃借料及び備品購入費等			<u>5</u> 10	
		専行	任 数 18/100	15/100	12/100	10,	/100	8/100	6/100	3/100	左記以外
		1 2 3 4 5	人 5, 758 11, 975 16, 056 21, 273 25, 353	千円 6, 615 11, 702 15, 682 20, 769 24, 748	千円 6, 472 11, 429 15, 308 20, 265 24, 143	6, 11, 15, 19,	千円 377 247 058 929 740	千円 6, 282 11, 065 14, 089 19, 593 23, 336	千円 6, 187 10, 884 14, 560 19, 257 22, 933	千円 6,044 10,611 14,186 18,753 22,328	千円 5, 901 10, 338 13, 812 18, 249 21, 723

(注) 1 地域区分は次によること。

- (1) 18/100は、人事院規則 9 4 9 別表第 1 の支給割合が一級地とされている 地域とする。
- (2) 15/100は、人事院規則9-49別表第1の支給割合が二級地とされている 地域とする。
- (3) 12/100は、人事院規則 9 4 9 別表第 1 の支給割合が三級地とされている 地域及び東久留米市とする。
- (4) 10/100は、人事院規則9-49別表第1及び附則別表第1の支給割合が四級地とされている地域及び習志野市、八千代市、小金井市、綾瀬市、座間市、逗子市、摂津市、大東市、広島県府中町とする。
- (5) 8/100は、東大和市、松原市とする。
- (6) 6/100は、人事院規則 9 4 9 別表第 1 及び附則別表第 1 の支給割合が五級地とされている地域及び狭山市、新座市、川口市のうち旧鳩ヶ谷市、富士見市、ふじみ野市、埼玉県三芳町、蕨市、伊勢原市、神奈川県寒川町、大阪狭山市、大阪府忠岡町、川西市とする。
- (7) 3/100は、人事院規則9-49別表第1及び附則別表第1の支給割合が六級地とされている地域及び長岡京市とする。
 - 2 専任職員が5人を超えて設置されている場合であって、厚生労働大臣の承認を得た場合、本表の5人の限度額に級地別に1人当たり次に掲げる額を加算することができる。

地域区分	18/100	15/100	12/100	10/100	8/100	6/100	3/100	左記 以外
一人当たり	千円							
加算額	5, 071	4, 950	4, 829	4, 748	4, 667	4, 587	4, 466	4, 345

- 2 事務用冬期採暖費 北海道に所在する施設のみ 1 施設当たり年額 70,000円
- 3 寒冷地手当

国家公務員の寒冷地手当に 関する法律(昭和24年法律第2 00号)及び寒冷地手当支給規 則(昭和39年総理府令第33 号)に定める地域に所在する 施設について

1施設当たり年額として次 に掲げる額

1 級地	2 級地	3 級地	4 級地
350, 040円	313, 640円	308, 740円	245, 030円

- 4 施設機能強化推進費 1施設当たり年額 (別紙1)表中1に定める認 定額
- 5 入所者処遇特別加算 1施設当たり年額 (別紙1)表中2に定める認 定額
- 6 単身赴任手当加算 (別紙1)表中3に定める認 定額
- 7 情報化対応特別管理費 (別紙1)表中4に定める認 定額

ただし、社会福祉法人その他の者が設置する場合、民間施設給与等改善費として上記1~7の合算額×別に定める加算率を加算する

身 体障害者福祉費補助金	障害者文化 芸術活動振 興事業	障害者芸術・文化祭開催事業 32,400千円	障害者文化芸術活動振興事業 (障害者芸術・文化祭開催事業) の実施に必要と厚生労働大臣が認 めた経費	10 10

(補助金等の概算払)

5 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(交付の条件)

- 6 この補助金等の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
- (1) 区分身体障害者保護費負担金及び区分身体障害者福祉費補助金相互間の経費の配分の変更は承認しないものとする。
- (2) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、または廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合、または事業の遂行が困難となった場合には、速 やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、 又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予 算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別 に定める期間を経過するまで厚生労働大臣の承認を受けないでこの補助金等の交付の目的 に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (6) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式9により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。
 - なお、厚生労働大臣は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (9) 補助金等と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (10) 都道府県並びに指定都市及び中核市は、国から概算払により間接補助金等に係る補助金 等の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金等に相当する額を遅滞なく間接補 助事業者に交付しなければならない。
- (11) 都道府県並びに指定都市及び中核市は、間接補助金等を間接補助事業者に交付する場合には、次の条件を付さなければならない。
 - ア (1)から(8)までに掲げる条件。この場合において、都道府県にあっては(1)から(4)までの規定中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、(5)中「50万円」とあるのは「30万円」と、「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、(6)及び(8)中「別紙様式9」とあるのは「別紙様式9に準じた様式」と、「厚生労働大臣」と

あるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、指定都市にあっては (1)から(4)までの規定中「厚生労働大臣」とあるのは「指定都市市長」と、(5)中「50万円」とあるのは「30万円」と、「厚生労働大臣の承認」とあるのは「指定都市市長の承認」と、(6)及び(8)中「別紙様式9」とあるのは「別紙様式9に準じた様式」と、「厚生労働大臣」とあるのは「指定都市市長」と、「国庫」とあるのは「指定都市」と、中核市にあっては(1)から(4)までの規定中「厚生労働大臣」とあるのは「中核市市長」と、(5)中「50万円」とあるのは「30万円」と、「厚生労働大臣の承認」とあるのは「中核市市長の承認」と、(6)及び(8)中「別紙様式9」とあるのは「別紙様式9に準じた様式」と、「厚生労働大臣」とあるのは「中核市市長」と、「国庫」とあるのは「中核市」と読み替えるものとする。

- イ 間接補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を間接補助事業完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (12) (11)により付した条件に基づき、都道府県知事並びに指定都市市長及び中核市市長が承認又は指示をする場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。
- (13) 間接補助事業者から財産の処分による収入又は消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(申請手続)

- 7 この補助金等の交付の申請は、次により行うものとする。
- (1) 都道府県知事並びに指定都市及び中核市の市長は、別紙様式2による申請書に関係書類 を添えて毎年度6月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。
- (2) 市町村長は、別紙様式3による申請書に関係書類を添えて都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出して行うものとする。
- (3) 都道府県知事は、(2)の申請書を受理したときは、その内容を審査し必要に応じて現地調査等を行い適正と認めたときは、これをとりまとめのうえ別紙様式2による申請書に関係書類を添えて毎年度6月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

8 この補助金等の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い、別途定める日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

9 都道府県知事は、7(2)又は8による交付申請書が到達した日から起算して原則として1 ヶ月以内に厚生労働大臣に提出を行うものとし、厚生労働大臣は、交付申請書が到達した日 から起算して原則2ヶ月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

(交付決定の通知)

10 都道府県知事は、市町村分に係る国庫負担金について厚生労働大臣の交付の決定(決定の変更を含む。)があったときには、市町村長に対し、別紙様式4又は別紙様式5により速やかに交付決定内容及びこれに付された条件の通知を行うものとする。

(実績報告)

- 11 この補助金等の事業実績報告は、次により行うものとする。
 - (1) 都道府県知事並びに指定都市及び中核市の市長は、当該年度の事業が完了したときは、 別紙様式6による事業実績報告書に関係書類を添えて翌年度の6月末日まで(6の(3)に より事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算し て1か月を経過した日)に厚生労働大臣に提出して行わなければならない。
 - (2) 市町村長は、当該年度の事業が完了したときは、別紙様式7による事業実績報告書に関係書類を添えて都道府県知事が定める日まで(6の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)に都道府県知事に提出して行わなければならない。
 - (3) 都道府県知事は、(2)の書類を受理したときは、その内容を審査し必要に応じて現地調査等を行い適正と認めたときは、これをとりまとめのうえ別紙様式6による報告書に関係書類を添えて翌年度の6月末日までに厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

(補助金等の額の確定の通知)

12 都道府県知事は、市町村分に係る国庫負担金について厚生労働大臣の交付額の確定があったときは、市町村長に対し別紙様式8により、速やかに確定の通知を行うものとする。

(補助金等の返還)

13 厚生労働大臣は、交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額を超える 補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還する ことを命ずる。

(その他)

14 特別の事情により4、7、8及び11に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

(別紙1)

点字図書館等事務費算定基準

都道府県知事(指定都市及び中核市の市長を含む。)は毎年度当初(年度途中で事業を開始した施設については、その事業開始時)その監督に属する点字図書館等について次により点字図書館等事務費支弁基準額を決定すること。

事務費

4 (交付額の算定方法)の表の身体障害者保護費負担金の区分の、「点字図書館等事務費」の項の「3基準額」欄中の4~7に定める認定額は、その施設が次の表の第2欄の要件に該当するときに、同表第3欄の単価とする。

費目の名称(第1欄)	設 定 の 要 件 (第 2 欄)	適用される単価 (第3欄)
1 施設機能強 化推進費	施設機能の充実強化を推進している施設であって、別途定めるところにより施設機能強化推進費 を必要とするものと認定された場合	当該施設にかかわ る認定額
2 入所者処遇 特別加算	高齢者等を非常勤職員として雇用している施設であって、別途定めるところにより、入所者処遇特別加算が必要とするものと認定された場合	当該施設にかかわ る認定額
3 単身赴任手 当加算	職員のうち単身赴任者が存する施設であって、 別途定めるところにより、単身赴任手当加算が必 要とするものと認定された場合	当該施設にかかわ る認定額
4 情報化対応特別管理費	電子計算機等を有する点字図書館及び聴覚障害 者情報提供施設であって、情報化対応特別管理費 (著作権法(昭和45年法律第48号)第37条第2項 、第3項及び同条の2に規定される記録及び送信 等を行うための経費)が必要と認定された場合	情報化対応特別管理費加算単価(1施設当たり月額200,000円)に12を乗じて得た額を認定額とする。